

天理市災害対策本部告示第1号

天理市災害対策本部規程（平成8年3月天理市災害対策本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

天理市災害対策本部長

天理市長 並 河 健

第5条第3項中「特命理事」の次に「若しくは理事」を加える。

別表公室部の項中「市民協働・女性活躍推進課長」を「市民総活躍推進課長」に、「市民協働・女性活躍推進課職員」を「市民総活躍推進課職員」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。